

平成28年度

事業計画書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

公益財団法人川崎市シルバー人材センター

平成28年度事業計画

我が国の65歳以上の高齢者人口は、3,380万人を超え、総人口に占める割合は26.7%を超えています。一方、川崎市の65歳以上の高齢者人口は、27万人を超え高齢化率19.11%と全国に比べて低い状況ですが、急速な高齢化が進んでいます。

高齢化が進む中、高齢者には、健康で積極的に社会参加し、社会の担い手となることがこれまで以上に求められております。

こうした社会ニーズを背景に、地域に根ざした就業の場を組織的に確保し、高齢者に提供するシルバー人材センター事業は、社会的意義をますます大きくしていくものと思われれます。

平成28年度、川崎市シルバー人材センターは2年目を迎える「第2期基本計画」の着実な遂行とともに、センターをとりまく社会情勢や経済状況等に、柔軟に対応した事業展開を図るなど適切な運営に努めてまいります。

特に、未就業会員への就業の機会提供の強化を図るため、受注開拓の一層の推進と、受注と会員の希望職種のアマッチ解消に向けた、未就業会員への就業相談等を推進してまいります。

さらに、川崎市から指定管理者の指定を受け、3年目を迎える「かわさき南部斎苑」及び「かわさき北部斎苑」につきましては、引き続き安全で安定的な葬祭場事業運営等に努めます。

なお、平成28年度は、次に掲げる基本方針により、会員及び役職員が一丸となって積極的に取り組みます。

I 基本方針

1 公益目的事業 - 1 (シルバー人材センター事業)

- (1) 会員の増強と育成
- (2) 就業機会の拡大・受注開拓
- (3) 安全・適正就業の徹底
- (4) 事業推進体制の強化
- (5) 第2期基本計画の推進及び事業計画目標値の的確な進行管理

2 公益目的事業 - 2 (葬祭場運営事業)

- (1) 公衆衛生の向上と公共葬祭場としての公平性の確保
- (2) 質の高い市民サービスの提供
- (3) 適正な業務の遂行と効率的な事業運営
- (4) かわさき北部斎苑大規模改修工事中における安全管理運営

II 事業実施計画

1 公益目的事業 - 1 (シルバー人材センター事業)

(1) 会員の増強と育成

会員の増強と育成は、センター事業を進めるうえでの基本であることから、会員の入会促進を図るために、多様な方法により行うとともに、会員の組織活動を通して事業運営参画等とスキルアップの各種講習会を実施します。

- ① 新規会員入会及び女性会員入会の促進
- ② 未就業会員への就業相談開設の検討と推進
- ③ 会員登録説明会の充実
- ④ 地域班及び職群班等の充実と育成
- ⑤ ホームページコンテンツの充実
- ⑥ スキルアップのための各種講習会の実施

(2) 就業機会の拡大・受注の開拓

一般家庭、民間企業、公共機関等に対して、就業機会の確保と拡大に向けて積極的な訪問活動と広報活動を行い、併せて、利用者のニーズに合った新規受注に向けた多様な取組みに努めます。

- ① 役職員と会員による就業開拓の拡大
- ② 新規事業取組み協議会（仮称）設置の検討
- ③ 家事援助・子育て支援事業及び地域サポート事業等の推進
- ④ 就業機会創出員による民間企業、団体等への訪問活動の充実
- ⑤ コーディネーター等の活動強化
- ⑥ 事業の普及啓発及び広報活動の充実
- ⑦ 一般労働者派遣事業等の推進

(3) 安全・適正就業の徹底

会員の就業については、「安全は全てに優先する」との、強い自覚を持つとともに、健康管理を意識する必要があります。このため、安全な就業環境を確保するため、事故の未然防止を目指した安全就業対策を実施します。また、適正就業は、発注者に理解と協力を得ながら推進します。

- ① 安全・適正就業委員会及び事務所安全・適正就業対策会議の活用
- ② 安全・適正就業基準等の徹底
- ③ 安全意識浸透の徹底
- ④ 適正就業の推進

(4) 事業推進体制の強化

センターが、公益財団法人として健全な事業運営をするために、法令遵守と内部統制を実施します。また、財政的な基盤の確保と強化を図るために、市や関係機関から事業の支援や協力を得ながら、その推進を図ります。

- ① 財政基盤強化の検討
- ② 公益財団法人としての適正な執行
- ③ 事務所機能の強化と充実
- ④ 市及び関係機関との連携強化

(5) 第2期基本計画の推進及び事業計画目標値の的確な進行管理

- ① 第2期基本計画の2年次として、各計画事業の的確な進行管理とその推進に努めます。
- ② 平成28年度の事業計画目標値
 - ア 会員数 6, 250人
 - イ 契約金額 13億6, 900万円

2 公益目的事業 - 2 (葬祭場運営事業)

- (1) 葬祭事業運営の指定管理者として、引き続き安心して安全な市民施設としての利用者への公共サービスの向上に努めます。
- (2) 川崎市が行っている「かわさき北部斎苑」の大規模改修工事について、引き続き工事施行者等との協議と調整を必要に応じて行い、適切な事業運営に努めます。
- (3) 平成28年度の火葬件数等については、川崎市との協議により、次のとおりとします。なお、かわさき北部斎苑の工事が引き続き行われるため、平成27年度より若干減少しています。

- ① 火葬件数 10, 000件
- ② 休憩室使用件数 8, 000件
- ③ 斎場使用件数 2, 000件
- ④ 遺体保管件数 2, 000体